

## TOPICS 01

## 農地を売買する皆さまへ

これまでの農業経営基盤強化促進法による売買が廃止となり、令和7年4月から農地中間管理機構を介した「農地中間管理事業（農地売買等事業）」が始まりました。これは、令和7年3月に策定された地域計画に基づいて、農地中間管理機構が売主から農用地を買い入れ、当該農用地を認定農業者等へ売り渡すものです。これにより、**買い手**の要件が以下のとおり変更となります。

|        | 令和7年12月28日受付分まで                             | 令和8年1月受付分から                                                     |
|--------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 買い手の要件 | 経営面積（新たに買い入れる農用地等を含む）が、平川市の基準面積（155a）を超えること | 以下の認定等要件に当てはまること<br>①認定農業者<br>②特定農業法人<br>③認定就農者<br>④基本構想水準到達農業者 |

※新たな要件に該当しない場合は農地法第3条での売買となります。

## ● 利用にあたっての注意点

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく売買と同様に譲渡所得（800万円）の控除が受けられます。
- ・農地中間管理機構を介することにより、売り手から買い手の所有権移転は、これまでに比べ時間を要することになります。要件や手続などを事前に農業委員会事務局へご確認ください。



〔問合せ〕 農業委員会事務局 ☎55-5396（本庁舎3階17番窓口）

## TOPICS 02

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度更新のお知らせ

現在ご使用の平川市国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証などの有効期限は**7月31日まで**となっています。資格確認書または資格情報のお知らせを7月末までに郵送しますので、**8月1日以降ご使用**ください。また、現在ご使用の被保険者証などは、**有効期限が切れましたら破棄**してください。

※これまでの被保険者証は令和6年12月2日から新たに交付されなくなりました。今後はマイナ保険証の利用状況により、資格確認書または資格情報のお知らせが交付されます。

※令和6年中の所得状況などにより**8月1日から**医療機関窓口などで支払う医療費の自己負担割合が変更となる場合があります。

## 限度額適用認定証の申請について

外来・入院の際に「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口で支払う医療費が**自己負担限度額までに抑えられます**。申請した月以降から認定となるため、必要な方は申請をお願いします。なお、後期高齢者医療保険に加入している方は、資格確認書に併記したものを交付します。

※マイナ保険証を利用している方は「限度額適用認定証」がなくても自己負担限度額が適用されます。

〔受付窓口〕 ▷本庁舎税務課国保係 ▷尾上・碓ヶ関総合支所 庶務係

マイナンバーカードとマイナンバーカードに搭載された電子証明書には有効期限があります。**有効期限が過ぎていると医療機関の受診時にマイナ保険証が利用できなくなります**ので、忘れずに更新手続きを行ってください。

〔問合せ〕 税務課 国保係 ☎55-5328（本庁舎2階4番窓口） / 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

## TOPICS 03

## ひとり親家庭等医療費受給者の皆さんへ


☒ 受給資格証の更新をお願いします

ひとり親家庭等医療費を受給されている方は、毎年、受給資格証の更新申請が必要です。対象者には7月中旬に通知しますが、通知が届かない場合は、子育て健康課子ども支援係までお問い合わせください。

▶受付期間 7月16日(水)～31日(木) 8:15～17:00(土日祝日を除く)

※7月29日(火)～31日(木)は、子育て健康課子ども支援係(本庁舎2階9番窓口)のみ19:00まで窓口を延長します。

## ▶受付場所

- ・平賀地域 子育て健康課 子ども支援係
- ・尾上地域 尾上総合支所 庶務係
- ・碓ヶ関地域 碓ヶ関総合支所 庶務係

※尾上地域・碓ヶ関地域の方が本庁舎で手続きされる場合は、事前に下記の間合せ先までご連絡ください。

[間合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832(本庁舎2階9番窓口)

## TOPICS 04

## 児童扶養手当を受給されている皆さんへ

☒ 児童扶養手当現況届の提出をお願いします

提出期限 8月29日(金)

①「現況届」をご提出ください。

引き続き児童扶養手当を受給できるか確認するため、提出が必要です。7月中旬に通知を発送します。ひとり親家庭等医療費を受給している方は、上記の更新申請と合わせて通知します。

②「一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)」をご提出ください。

児童扶養手当を受給し始めてから5年を経過するなどの要件に該当する方は、提出が必要です。対象者には6月上旬に送付しています。該当する事由の添付書類(就業・求職活動・障がい・疾病など)と併せて提出してください。 ※期限内に提出がない場合には、支給額が減額または支給停止となることがあります。

[間合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832(本庁舎2階9番窓口)

## ひらかわフェスタ2025「ひらかメレース」の参加者を募集します



ひらかわフェスタ2025では、子どもたちも楽しめる目玉イベントとして「ひらかメレース」を開催します。出場を希望する方は、参加申込書に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。賞品を用意していますので、多数のご応募お待ちしております！

- |        |                                                 |           |                                                                                      |
|--------|-------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日時   | 8月31日(日)<br>受付 10:00～<br>開始 10:30～              | 6 申込方法    | 市ホームページに掲載の参加申込書に記載のうえ、窓口、メール、FAX、郵送のいずれかによりお申し込みください。                               |
| 2 会場   | ひらかドーム                                          | 7 申込期限    | 8月12日(火) ※必着                                                                         |
| 3 内容   | カメの競走(3～4メートル程度)<br>※走行距離を変更する場合があります。          | [間合せ・申込み] | 農林課 農政係(本庁舎3階18番窓口)<br>☎55-5898(直通) FAX 44-8619<br>e-mail nourin@city.hirakawa.lg.jp |
| 4 参加条件 | 横幅15センチ未満のカメを当日会場へ持参できる方<br>※市内、市外、カメの種類は問いません。 |           |                                                                                      |
| 5 参加料  | 無料                                              |           |                                                                                      |

## TOPICS 05

## 隣地からの越境した竹木の枝にお困りではありませんか？

越境した竹木の枝は、竹木の所有者に切り取ってもらうことが原則ですが、令和5年4月1日の民法改正により、次のいずれかの場合には、越境された土地の所有者が、自ら枝を切り取ることができるとされています。（民法第233条第3項第1～3号）

- 1 竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告（お願い）したが、竹木の所有者が 相当の期間内に切除しないとき
- 2 竹木の所有者を知ることができない、またはその所在を知ることができないとき
- 3 急迫の事情があるとき



例えば、どんなとき？詳細に知りたいときはどうすればよい？

- Q** 「相当の期間」とは？  
**A** 基本的には2週間程度とされています。
- Q** 「隣地の所有者や所在を知る方法」は？  
**A** 法務局で請求する登記簿があります。
- Q** 「急迫の事情」とは？  
**A** 台風などの災害により枝が折れ、落下する危険が生じている場合などを指します。
- Q** 「隣地に入って枝の切り取り」をしてもいい？  
**A** 上記1～3に当てはまる場合、必要な範囲内で隣地に立ち入ることができます。
- Q** 「枝の切り取り費用」は竹木の所有者に請求できる？  
**A** 基本的には竹木の所有者に請求できます。（費用を文書で明確にして請求する方法など）
- Q** 「枝の切り取りで竹木が枯れた場合」は損害賠償責任が発生する？  
**A** 基本的には損害賠償責任は発生しません。
- Q** 「市役所が枝の切り取り」はできる？  
**A** 隣地からの越境した竹木は、民事（相隣関係）の問題であり、市役所では対応ができません。また、枝の切り取りについて法的な判断はできません。

越境した竹木についてお悩みの場合は、思わぬトラブルを避けるためにも、青森県弁護士会などの専門家に相談することをお勧めします。

※ 相談費用が発生する場合がありますので、事前にご確認ください。

- 青森県弁護士会 017-777-7285（青森市）
- 青森県弁護士会 弘前支部 33-7834（弘前市）

〔問合せ〕 建築住宅課 都市計画係 ☎55-7437（第2庁舎）

有料広告

地球にやさしい  
情報化社会  
をめざして

since 1965

TEL 017-761-5303  
FAX 017-761-5313

**ACS** 株式会社 青森電子計算センター  
〒038-0031 青森市大字三内字丸山393番地270

有料広告

お任せください

**ハチの巣駆除**

**東北環境消毒有限会社**  
秋田県大館市有浦4丁目5-30  
☎0186-49-3951 お問い合わせフォーム→

有料広告